

令和7年度 印旛沼二期農業水利事業  
流域治水対策検討業務

特別仕様書  
(当初)

関東農政局印旛沼二期農業水利事業所

## 第1章 総則

### (適用範囲)

第1-1条 印旛沼二期農業水利事業流域治水対策検討業務の施行にあたっては、農林水産省農村振興局制定「調査・測量・設計業務共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項はこの特別仕様書によるものとする。

### (目的)

第1-2条 印旛沼を干拓して整備された低平地である本地区において、印旛沼二期農業水利事業で整備された排水機場が洪水被害の軽減に貢献している。一方で、近年の豪雨により湛水被害が発生しているほか、気候変動により豪雨の発生頻度上昇や降雨量増加のおそれがあり、本地区における治水対策の推進がますます重要となっている。

本地区における治水対策の検討のため、本業務では印旛沼二期農業水利事業により宗吾北機場および宗吾西機場による排水の対象となる排水流域（以下「宗吾流域」という。）を対象とした排水解析モデルを構築し、気候変動により増加する降雨量を想定した上で、かんがい期及び非かんがい期の両方で宗吾流域において治水効果が最大限得られる対応策を検討することを目的とする。また、その結果を踏まえ、本地区における流域治水の取組の在り方及びその他対策の検討を行うものとする。

### (場所)

第1-3条 業務位置は、千葉県成田市、佐倉市、八千代市、印西市、印旛郡酒々井町、栄町の4市2町であり、別添位置図に示すとおりである。

### (土地の立ち入り等)

第1-4条 作業実施のための土地の立ち入り等は、共通仕様書1-16条によるが、発注者の許可無く土地の踏み荒らし、立木伐採等行った場合に対する補償は、受注者の責任において処理するものとする。

### (一般事項)

第1-5条 業務請負契約書及び共通仕様書に示す以外の一般事項は、以下のとおりとする。

- (1) 作業実施の順序、方法等は監督職員と密接な連絡を取り、作業の円滑な進捗を図る。
- (2) 現地調査に当たっては、言動等に十分注意を払い、住民等から無用の不審を招かないよう十分注意するものとする。
- (3) 受注者は常に業務の履行状況を把握し、業務期間中であっても監督職員が資料の提出を求めたときは、速やかにこれに応じるものとする。
- (4) 施設内に立ち入る場合は、監督職員及び施設管理者等関係機関との連絡調整を密接に行い、安全かつ効率的に実施できるよう配慮しなければならない。

### (管理技術者)

第1-6条 管理技術者は、共通仕様書第1-6条第3項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に係る該当する技術部門・選択科目は以下のとおりである。

資格	技術部門	選択科目
技術士	総合技術監理	農業－農業土木、農業－農業農村工学、農業－農村地域計画、農

		業－農村環境又は農業－農村地域・資源計画
	農業	農業土木、農業農村工学、農村地域計画、農村環境又は農村地域・資源計画
博士	農学	
シビルコンサルティング マネージャー	農業土木	

(担当技術者)

第1-7条 担当技術者は、共通仕様書第1-8条によるものとする。

(配置技術者の確認)

第1-8条 共通仕様書第1-11条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第1-12条に基づく技術者情報の登録にあたっては、以下によるものとする。

- (1) 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。
- (2) 農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービスへの技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置づけられた技術者を登録対象とする。

(保険加入)

第1-9条 受注者は、共通仕様書第1-37条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。また、監督職員から請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。

## 第2章 作業条件

(貸与資料)

第2-1条 貸与資料は、以下のとおりである。

番号	貸与資料	数量
1	国営印旛沼二期土地改良事業計画書	一式
2	印旛沼二期地区全体実施設計書	〃
3	印旛沼に係る浸水被害軽減に向けた調整会議（第1回（平成25年度）～第13回（令和4年））	〃
4	利根川下流流域治水プロジェクト（令和4年度）	〃
5	利根川下流流域治水プロジェクト 2.0	〃
6	令和3年度印旛沼二期農業水利事業 流域治水対策検討業務報告書	〃
7	令和4年度印旛沼二期農業水利事業 流域治水対策検討業務報告書	〃

(貸与資料の取扱い)

第2-2条 第2-1条に示す貸与資料の取扱いは以下のとおりとする。

- (1) 貸与資料の記載事項に相互に矛盾がある場合、又は解釈に疑義が生じた場合

は、監督職員と協議するものとする。

(2) 貸与資料は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか完了検査時までにはすべて返納しなければならない。なお、これによりがたい場合は、監督職員と協議するものとする。

(3) 上記に記載された資料以外の参考図書及び貸与資料がある場合には、その旨を監督職員から指示する。

### 第3章 作業内容

(作業項目及び数量)

第3-1条 本業務における作業項目及び数量は、以下の作業項目表のとおりである。

なお、詳細は別紙作業項目内訳表(該当項目)に示すものとする。

作業項目表

作業項目	数量
1 現地調査(宗吾流域)	1式
2 必要資料の収集及び整理	1式
3 気候変動の影響を考慮した豪雨の降雨強度の検討	1式
4 排水解析モデルの作成及び気候変動による降雨量増加を考慮した場合の計算(宗吾流域)	1式
5 流域治水対策手法の検討(宗吾流域)	1式
6 宗吾流域における今後の流域治水対策の在り方の検討	1式
7 取りまとめ及び報告書作成	1式

(作業の留意点)

第3-2条 設計作業の実施に際し特に留意する点は、以下のとおりとする。

(1) 電算機を使用する場合は、計算手法及びアウトプット等の様式について事前に監督職員の承諾を得るものとする。

(2) 第2-1条及び共通仕様書に示す貸与資料や受注者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。

(技術提案の履行)

第3-3条 技術提案書における技術提案内容については、共通仕様書第1-11条に示す業務計画書に反映のうえ作成し、監督職員の承諾を得るものとする。また、技術提案内容の履行確認にあつては、業務完了時までに履行が確認できる資料を監督職員に提出するものとする。

### 第4章 打合せ

(打合せ)

第4-1条 共通仕様書第1-10条に基づく打合せについては、主として次の段階で行うものとする。また、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。また、

初回打合せは対面とし、第2回以降の打合せはWebとし、以下に示す回数を想定しているが、これによりがたい場合は、監督職員と協議するものとする。

打合せ	実施段階	実施方法	
		対面	Web
初回	作業着手段階	○	
第2回	中間打合せ（排水解析モデルの作成及び妥当性の検証段階）		○
第3回	中間打合せ（宗吾流域における今後の流域治水対策の在り方の検討段階）		○
最終回	報告書作成段階		○

なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は業務打合せ記録簿を作成し、上記の打合せの都度内容について監督職員と相互に確認するものとする。

その際、管理技術者は、共通仕様書第1－11条に定める業務計画書に基づく業務行程表等の管理状況を報告しなければならない。

## 第5章 成果物

（成果物）

### 第5－1条

成果物を共通仕様書第1章第1-17条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。

- (1) 成果物の電子媒体（CD-R等）正副2部
- (2) 電子納品する成果物の出力1部（電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可）

（成果物の提出先）

第5－2条 成果物の提出先は、以下のとおりとする。

千葉県佐倉市宮小路町28番地  
関東農政局印旛沼二期農業水利事業所

## 第6章 契約変更

（契約変更）

第6－1条 業務請負契約書第15条から第18条に規定する発注者と受注者による協議事項は以下のとおりとする。

- (1) 第3－1条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合。
- (2) 第4－1条に示す「打合せ」に変更が生じた場合。
- (3) 第5－1条に示す「成果物」に変更が生じた場合。
- (4) 履行期間の変更が生じた場合。
- (5) 関係機関等対外的協議等により変更が生じた場合。
- (6) その他

## 第7章 その他

(定めなき事項)

第7-1条 この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施に当たり疑義を生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

別紙【作業項目内訳表】

作業項目	作業内容
1 現地調査（宗吾流域）	
1-1 現地調査	令和3年度流域治水対策検討業務、令和4年度流域治水対策検討業務で行った現地調査結果や排水解析モデル上の諸元の内容を踏まえつつ、中央低地排水路の主要な施設状況、宗吾流域内の排水系統と雨水流出時に支障となる構造物等について現況を調査し、結果を整理する。
2 必要資料の収集及び整理	衛星データや統計資料を用いた田んぼダムが実施できない水田の推計、田んぼダム効果の検討、かんがい期および非かんがい期両方の事前排水による排水機場の運用に係る調査検討に必要な資料を収集するとともに貸与資料の内容を把握し排水解析諸元の整理を行う。
3 気候変動の影響を考慮した豪雨の降雨強度の検討	作業項目4及び5において、気候変動の影響を考慮した宗吾流域における洪水および田んぼダムの効果のシミュレーションを行うために必要な豪雨の降雨強度について、流域治水プロジェクト2.0等の資料を参考に検討を行う。
4 排水解析モデルの作成及び気候変動による降雨量増加を考慮した場合の計算（宗吾流域）	
4-1 排水解析モデルの作成	作業項目1、2で整理した排水解析諸元から、この排水路の集水域における田んぼダムの効果を検討可能な排水解析モデルを作成する。なお、かんがい期の排水モデルについては水田水深の初期値を指定することで再現することとし、用水系統を再現するモデルの作成は行わない。
4-2 気候変動による降雨量増加を考慮した計算	4-1で作成したモデルに3で検討した豪雨の降雨強度を入力し、田んぼダムの取組の有無による差を比較する。
5 流域治水対策手法の検討（宗吾流域）	
5-1 田んぼダムの取組み	作業項目4で作成した排水解析モデルのシミュレーションにより、田んぼダムの取組による排水負荷軽減の効果を検討する。
5-2 事前排水等の運用	かんがい期および非かんがい期における低地排水路の水位管理の違いに留意しつつ、作業項目1、2で収集し、整理した資料から、宗吾流域における事前排水の運用やその手順、営農等への影響を検討する。
6 宗吾流域における今後の流域治水対策の在り方の検討	宗吾流域における治水効果が最大限得られる対応策を検討する。
7 取りまとめ及び報告書作成	各作業項目の成果物について取りまとめ、報告書作成を行う。